

国立大学法人信州大学が保有する個人情報についての  
開示請求，訂正請求，利用停止請求に関する審査基準

(平成17年4月1日制定)

(令和元年12月1日改正)

(令和4年4月1日改正)

## 第1 開示請求に関する審査基準

保有個人情報の開示請求があったときは，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）により，開示に係る保有個人情報に次（1～5）のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き，開示請求者に当該保有個人情報を開示する。

開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，当該部分を除いた部分について開示する（個人情報保護法第79条第1項）。

また，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは，当該保有個人情報を開示することができる（個人情報保護法第80条）。

### 不開示情報

#### 1 開示請求者の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報（個人情報保護法第78条第1号）

開示請求を行った当該本人に関する情報は，通例は本人の権利利益を害するおそれはないと考えられるが，開示が必ずしも本人に利益にならない場合があり，開示することにより開示請求者本人について，深刻な問題を引き起こすおそれがある情報をいう。

《例》 1) カルテ開示の場合で，患者の精神状態，病状の進行状態等から，開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合。

2) 児童虐待の告発等で当該児童本人に関する情報を，親が法定代理人として開示請求する場合。

#### 2 開示請求者以外の個人に関する情報（個人情報保護法第78条第2号）

開示請求者以外の個人に関する情報とは，思想，信条，身分，地位，健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実，判断，評価等のすべての情報が含まれるもので，開示請求者以外の個人に関連する情報の全般を意味している。したがって，個人識別符号，個人の属性，人格や私生活に関する情報に限らず，個人の知的創造物に関する情報，組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

具体的には，当該情報に含まれる開示請求者以外の氏名，生年月日，その他の記述等から，特定個人を識別する事が可能な情報，又は特定個人を識別することはできないが，当該情報を開示することによって開示請求者以外の個人の権利利益（名誉，感情などを含む。）を害するおそれがある情報をいう。

《例》 1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等

2) 人事選考関係資料（氏名，履歴等）

3) 健康診断・カウンセリングの記録

- 4) 懲戒処分関係情報（氏名，懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。），成績，教育・生活相談等の記録，卒業後の就職先等）
- 6) 学部入試，推薦入試，大学院入試等の答案及び合否判定資料
- 7) 学生指導関係文書
- 8) 反省文
- 9) 進路指導関係文書（本人アンケート，面接メモ）
- 10) 卒業論文，修士論文，博士論文

ただし，開示請求者以外の個人情報であっても，次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報。

- 《例》 1) 独立行政法人国立印刷局が発刊する職員録に掲載されている者の氏名等  
2) 信州大学学術情報オンラインシステムに掲載している教員の氏名等  
3) 叙勲・褒章受章者名簿  
4) 開示請求者の家族の名前や年齢，職業等

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報。  
※不開示とすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも，開示請求者を含む人の生命，健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合。

《例》 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で開示することが必要と認められるもの

ハ 当該個人が公務員等であり，その職務の遂行に係る情報のうち，当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。なお，本学職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は，平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」を準用する。

《例》 文書に付された庶務課長，人事係長等の職名

### 3 法人等情報（個人情報保護法第78条第3号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で，次に掲げるもの。

イ 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがある情報。

- 《例》 1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ  
2) 工事請負者施工成績一覧

ロ 本学の要請を受けて，開示しないという条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として開示しないこととされている情報，また，開示しない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。

《例》 企画立案の資料，アンケートの回答等で開示しないとの条件が付されたもの

ただし，法人等情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報は開示する。

### 4 審議検討等情報（個人情報保護法第78条第6号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，

検討又は協議に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ 開示することにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報。

- 《例》 1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- 2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録
- 3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報。

《例》 入試制度改革素案（出題科目変更案等）

ハ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報。

- 《例》 1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）
- 2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

## 5 事務・事業支障情報（個人情報保護法第78条第7号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業情報のうち、開示することにより、次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると、学長が認めることについて相当の理由がある情報。

ロ 犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、学長が認めることについて相当の理由がある情報。

《例》 1) 麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報

2) ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報。

- 《例》 1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿
- 2) 入試制度改革関係資料

ニ 契約、交渉、争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報。

《例》 1) 入札前の予定価格、積算内訳書

2) 大学が当事者となっている訴訟（医療過誤訴訟等）に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報。

《例》 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報。

《例》 1) 人事異動原案

2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

3) 勤務評定関係記録

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報。

《例》 知的所有権の処理の途中段階の資料

## 第2 訂正請求に関する審査基準

保有個人情報の訂正請求があった場合は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で調査等を行い、次の記載により訂正決定又は訂正をしない旨の決定を行う。

### 保有個人情報の訂正をする場合

調査等の結果、訂正請求のとおり保有個人情報が事実でないことが判明し、当該訂正請求に理由があると認める場合には、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行う。

### 保有個人情報の訂正をしない場合

- 1 調査等を行った結果、訂正請求のとおり保有個人情報が事実でないことが判明しない場合、又は事実関係が明らかにならなかった場合。
- 2 調査等を行った結果、訂正請求の内容と保有個人情報の内容の双方が事実でないことが判明した場合。  
この場合は、訂正請求による訂正ではなく、保有個人情報の正確性を保つため、個人情報保護法第22条に基づき訂正を行う。
- 3 訂正請求の内容が、保有個人情報の利用目的の範囲を越え、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでない場合。

《例》過去の事実を記録することが利用目的であるものについて、現在の事実に基づいて訂正を請求された場合。

## 第3 利用停止決定等の審査基準

保有個人情報の利用停止請求があった場合、次の記載により利用停止決定又は利用停止をしない旨の決定を行う。

### 保有個人情報の利用停止をする場合

- 1 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している場合。
- 2 違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用している場合。
- 3 偽りその他不正の手段により取得した場合。
- 4 1～3の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用し、又は提供している場合。

利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で行うものとする。

《例》1) 保有個人情報の利用について、そのすべての利用が違反している場合はすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う。

2) 利用停止請求の理由が、利用目的外の利用の場合は、当該利用目的外の利用について利用停止を行う。

### 保有個人情報の利用停止をしない場合

- 1 保有個人情報の利用停止に関して、個人情報保護法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により、特別の手続きが定められている場合。
- 2 利用停止請求に理由があると認められない場合。
- 3 利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。